

## 令和2年度事業見込み



令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

課題	施策の方向	取組内容	事業名	事業の概要	事業の見込み	
I 消費生活の安心・安全の確保	1 商品・サービスの安心・安全の確保	(1)食品の安全性の確保	食の安全推進課 食肉衛生検査所	食品衛生監視指導計画に基づき微生物、残留農薬、添加物等の検査を実施	検体数:499件(食の安全推進課) 検査回数:116回(食肉衛生検査所)	
			食肉衛生検査所	食肉等の拭き取り検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づき食肉等の拭き取り検査を実施	検査件数:1,435件
				食中毒事故に関する情報の提供	食中毒処理対策要綱に基づき食中毒事故に関する情報を提供	食中毒事故が発生した際には速やかに情報提供を行う。
				健康被害を起す違反品の市場からの排除措置	食品衛生監視指導計画に基づく回収検査の結果、規格基準等の違反を発生した場合の原因究明を図りながら、廃棄、回収等の措置を速やか講じる。	違反を発生した場合は、速やかに措置を講じる。
			食の安全推進課	食の安全意見交換会の開催	食の安全意見交換会開催要綱に基づき、食の安全に関する意見を市政に反映するために、消費者、行政、事業者の意見交換会などを開催	1回開催
				栄養成分表示及び保健機能食品・健康食品に関する情報の提供	栄養成分表示及び保健機能食品・健康食品の正しい使い方、食品の広告表現に関する情報を消費者に伝える講習会を開催	2回開催
			環境衛生課	住まいの衛生相談の実施	健康被害を防ぐために、シックハウスについての相談を受け付	相談3件、測定6件
			(2)住まいの安全性の確保	住宅建築相談会の開催	新・増改築・リフォームの公的融資制度、関係法令について相談会を開催	住宅建築相談会の開催(月1回)
			建築行政課	木造戸建住宅の耐震改修事業等について、補助制度による耐震化促進	耐震改修工事の促進を目的とした補助制度などの情報を提供	補助制度周知チラシのダイレクトメール 市報にいがたへの掲載
			環境衛生課	家庭用品の試買	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、有害物質の含有量を検査し、販売店の指導を行うことにより、市民の健康被害を防止	24検体
(3)生活用品等の安全性の確保	消費生活センター		独立行政法人国民生活センターへの原因究明ファクトの要請	市民からの相談を受け、製品事故に関する内容を通知するとともに、原因究明を要請(国民生活センター又は製品評価技術基盤機構)		
			事業者に対し危険商品等の回収等を要請	消費生活条例に基づき、危険商品等について回収等を要請するとともに、商品・サービスによる危害の防止のために調査の経過等を公表		
			事故発生届出に基づく情報を提供	消費生活条例の規定に基づき、危険商品等に関する情報を提供するとともに、商品・サービスによる事故発生時の届出に基づく情報の提供		
			営業許可・開設検査の実施	生活衛生営業施設関係法令等に基づき営業の許可や開設時の検査を実施	興行場7件、旅館業6件、公衆浴場2件、理容所10件、美容所50件、クリーニング所15件	
(4)生活衛生営業施設の衛生確保	環境衛生課		施設の監視・指導の実施	生活衛生営業施設関係法令等に基づき施設の監視・指導を実施	興行場7件、旅館業36件、公衆浴場80件、理容所55件、美容所50件、クリーニング所20件	

令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画)(二次改定)

課題		取組内容		事業内容		事業の概要		令和2年度事業見込み			
I 消費生活の安心・安全の確保	1 商品・サービスの安心・安全の確保	(5)医薬品の安全性の確保	保健管理課	許可申請時の施設検査の実施	安全な医薬品等を提供するため薬局、医薬品販売業者を対象に許可可を執行	薬局、医薬品販売業許可時立入					
				施設の監視・指導の実施	安全な医薬品等を提供するため薬局、医薬品販売業者を対象に監視・指導	薬局、医薬品販売業立入					
				食の安全推進課	食の安全推進課	食品・食中毒・食品営業施設の監視などに関する情報を市ホームページで公表	市ホームページで市民に公表				
						食肉の検査に関する情報を市ホームページなどで公表	食肉の検査に関する情報を市ホームページで公表				
				衛生環境研究所	衛生環境研究所	市ホームページ、機関紙による情報の提供	衛生環境研究所により市民に衛生・環境に関する情報を提供				年1回たよりを発行、ホームページ上で情報を提供する
						消費生活センター	国民生活センター刊行物の閲覧・貸出、消費生活センター機関紙「ゆうゆう通信」による情報の提供、事故発生情報の提供、危害情報の提供	各種情報は随時届出、広報誌(くらしゆうゆう通信)は年2回発行(計2,000部)			
				消費生活センター	消費生活センター	市ホームページによる公表及び関係事業者ホームページへのリンク	商品・サービスによる事故が発生した場合は、製品の回収等に関する情報を提供				
						事故発生情報の提供	商品・サービスによる事故発生時の届出による情報を提供				
				消費生活センター	消費生活センター	商品・サービスに関する調査等	商品・サービスによる危害の防止のために、必要に応じて調査を実施				
						危害情報の提供	商品・サービスによる危害の防止のために、調査の経過等を公表				
(1)適正な価格形成の確保	中央卸売市場	青果物・水産物・花卉の安定供給	青果物・水産物・花卉の安定供給								
		市民の意見を聴く会の開催	消費生活条例に基づき公益的事業者が料金変更をする場合に開催し、消費者意見を反映								
(2)事業者に対する適正な表示の指導	消費生活センター	くらしのレポートに関する価格の調査及び公表	くらしのレポートにより価格調査を実施し、その結果を公表				スーパ一等での価格調査を7～9月、12～2月の年6回実施				
		食品表示法に基づく立入調査の実施	法令に基づき営業施設の立入調査などを実施				夏期監視や年末監視において、販売店での表示状況の監視指導を実施する。				
		家庭用品品質表示法、電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法に基づき立入調査の実施	法令に基づき事業所への立入調査を実施				消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法それぞれに基づく商品の表示を確認するために店舗に立入調査する。				
		適正な包装の推進	消費生活条例に基づき、適切な包装の推進を事業者に要請								
			食の安全推進課	栄養成分表示や虚偽誇大広告の禁止に関する相談・監視・指導	食品(健康食品を含む)の栄養成分表示、虚偽誇大広告に関して、製造者・販売者等を対象とした相談・指導・監視を実施						

令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

課題		取組内容		事業対象課名		事業名		事業の概要		令和2年度事業見込み	
I 消費生活の安心・安全の確保	2 適正な価格形成の確保並びに適正な表示及び計量の推進	(3)事業者に対する適正な計量の指導	消費生活センター	計量器の定期検査の実施	計量法に基づき取引・証明に使用する計量器を隔年で検査	検査事業所 1,481件、検査するはかり・おもり 3,569個を予定					
			事業所の立入検査の実施	燃料油メーター、商品量目などの立入検査を実施	商品量目立入検査(32事業所、1,800個)、燃料油メーター立入検査(必要な都度)、電気メーター(2事業所程度)を予定						
			食の安全推進課 消費生活センター	適正な表示及び計量に関する情報の提供	市報、市ホームページ、機関紙により情報を提供	・市報、市ホームページ等により情報を提供(食の安全推進課) ・市ホームページにより情報提供する。(消費生活センター)					
		(4)消費者に対する適正な表示及び計量に関する情報の提供	消費生活センター	適正な包装に関する情報の提供	消費生活条例に基づき、適正な包装の推進に関する情報を提供	市ホームページにより情報提供する。					
			食の安全推進課	事業者に対する要請及び指導	事業者へ法令の遵守や、消費者に適正な情報を提供するよう要請又は指導	法令の遵守や情報の提供を要請する。					
			消費生活センター	事業者に対する要請及び指導	事業者に対し、法令の遵守や消費者に対する適正な情報提供に努めるよう要請及び指導						
		(1)事業者に対する要請及び指導	消費生活センター	事業者・消費者等の相互理解の推進	事業者と消費者等の相互理解が進むよう情報提供						
			危機対策課	政令市をはじめ、他の地方公共団体との協定による物資の調達	政令市をはじめ、他の地方公共団体との災害時応援協定による物資の調達	災害時応援協定締結都市との連携強化					
			防災課	民間団体との協定による物資の調達	民間団体との災害時応援協定締結による物資の調達	物資供給に係る災害時応援協定締結					
		(1)生活必需品の安定供給	中央卸売市場	全国中央卸売市場協会の協定による生鮮食品の確保	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定による生鮮食品の確保	中央卸売市場開設自治体との協定関係の維持及び担当者連絡体制等最新情報へ更新する					
			消費生活センター	生活関連物資対策本部による買占め、売り惜しみの防止措置	生活関連物資の買占め、売り惜しみの防止を図るために関係機関と連携し調査等を実施						
			消費生活センター	災害時における消費生活情報の提供	災害時に発生が予測される消費者被害に関する情報を速やかに提供						
(2)生活関連物資の価格の緊急調査	消費生活センター	災害時における相談体制の整備	災害時の消費者被害の防止を図るために相談体制を整備								
	消費生活センター	消費者被害の防止									



令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画)(二次改定)

課題		事業名		事業の概要	
施策の方向	取組内容	事業対象課名	事業内容	事業の概要	令和2年度事業見込み
II 消費者教育の推進	6 消費者教育の支援者の育成		(1)消費者教育の支援者の育成	教員関係職員研修会の開催 消費者教育研修講座への派遣 くらしのレポーター研修会開催	教職員が児童生徒を対象に指導ができるよう研修会を開催 独立行政法人が実施する講座に消費生活相談員等を派遣 消費生活教育の支援者を育成するために、講座を開催 年6回実施(消費生活センター)
		学校支援課 消費生活センター	新潟県消費生活サポーターの支援	新潟県消費生活サポーターの資質向上のため、研修会等へ講師を派遣	消費生活相談員を研修講師として派遣(消費生活センター)
			ビデオ・図書の貸出	消費者力の向上を図るために教材・ビデオ・図書を貸出	中学校教育課程研究集会において、教材・ビデオ・図書を紹介する。(学校支援課)
			精査計等の検査機器の貸出	消費者教育の支援者の指導に必要な教材等を貸出	
			教育プログラムに関する情報の提供	消費者教育の支援者が必要な教育プログラムに関する情報を提供	
			市ホームページの充実等	消費生活に必要な情報を提供	
	7 消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供		(1)消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供	消費者教育関連ポータルサイトに関連ポータルサイトに関する情報を提供 機関誌・情報誌の活用	
		消費生活センター		機関誌・広報紙発行団体に対し、消費生活に必要な情報の提供	
			高齢者向けチラシ等の作成・配布	高齢者向けチラシ等を作成し、配布	高齢者被害防止リーフレットの配布
	8 消費者教育に関する支援体制の充実		(1)消費者教育に関する支援体制の充実	ライフステージに応じ、消費者が自ら学習するために必要な情報を収集し、広く提供	市内中学3年生と小学6年生に啓発冊子を配布(消費生活センター) 小学生向け消費啓発教材の教師用手引きの作成(消費生活センター)

令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

課題		取組内容		事業対象課名		事業名		事業の概要							
9 消費者被害の防止	消費者被害の防止	(1)効果的な情報の提供	市報・市ホームページ・報道機関の活用	市報・市ホームページ・報道機関の活用	消費者被害や製品事故に関する情報を速やかに提供	市報の「暮らしの互知識」や市ホームページで注意喚起	令和2年度事業見込み								
			チラシの配布やポスターの掲示	チラシの配布やポスターの掲示	消費者被害を迅速に防止するため、緊急情報チラシを作成・配布										
			立入調査・勧告・公表	立入調査・勧告・公表	消費者被害事例に基づき、事業者への立入調査等を実施										
			(2)消費者契約の適正化	消費者生活センター	重大な危害発生時等には、消費生活条例に基づき、消費者被害の防止を図るために、事業者名を公表										
			(1)助言・あっせん・調停による消費者被害の救済	消費生活センター	市民からの消費生活相談に対し、消費生活相談員による助言・あっせんを実施										
				消費生活相談の実施	国民生活センターとの相談業務の連携										
				消費生活センター	市民からの相談の円滑な解決を図るため、国及び事業者団体の相談窓口を紹介										
				苦情処理委員会による調停	消費生活相談員による解決が困難な場合、状況に応じ、消費者被害の救済を図るために、苦情処理委員会による調停を実施										
				消費者訴訟への援助	消費者が被害を受けた場合で、一定の条件を満たす場合は、必要な訴訟援助を実施										
				市長への申出	消費生活条例に基づく市長への申出に対し調査等を実施										
10 消費者被害の救済	消費者被害の防止・救済	(2)消費者訴訟への援助	消費者団体訴訟に対する支援	消費者団体訴訟に対する支援	適格消費者団体からの申請に対し、必要と認められる範囲内で情報を提供										
			(3)市長への申出	市長への申出	消費生活条例に基づく市長への申出に対し調査等を実施										
			(4)消費者団体訴訟に対する支援	消費者団体訴訟に対する支援	適格消費者団体からの申請に対し、必要と認められる範囲内で情報を提供										
			(5)多重債務相談への取り組み	多重債務相談の実施	市民からの多重債務相談に対し、専門相談員による生活再建を支援										
				多重債務相談の実施	市民からの多重債務相談に対し、専門相談員による生活再建を支援										
				市内連絡会議の開催	市役所における多重債務に関連する部署による市内連絡会議を開催	市内連絡会議の年1回開催									
				研修会等への参加	国民生活センター等が主催の消費生活相談員研修会等に参加	相談員全員が1回研修に参加									
				消費生活相談員の専門知識の向上	相談窓口高度化のため、相談案件について、県弁護士会の弁護士から相談員が助言を受ける検討会を実施	毎月1回、年12回開催									
			11 消費生活相談の充実	消費生活相談の充実	(2)相談窓口の拡充	関係機関と合同で多重債務者相談会を開催				関係機関と合同で多重債務者相談会を開催	関係機関と合同で多重債務者相談会を年1回開催				
						休日の相談窓口に関する情報を提供				休日の相談窓口に関する情報を提供	ホームページ掲載、センター入口での周知				
			市民からの要請に基づき区役所等を会場に出張相談を実施	市民からの要請に基づき区役所等を会場に出張相談を実施											



令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

課題		取組内容		事業対教課名		事業名		事業の概要	
12. 高齢者・障がい者の被害の防止	(1)高齢者に対する消費者教育の充実	【施策課題Ⅱ－施策5(6)の再掲】	福祉総務課 (社会福祉協議会)	成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用	成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用に向けて消費者に広く周知	令和2年度事業見込み			
	(2)障がい者に対する消費者教育の充実	消費生活センター	日常生活自立支援事業や権利擁護事業に関するチラシの配布	講座等の開催時に、成年後見制度や権利擁護事業に関する情報を提供					
					13. 高齢者・障がい者の財産の保護	(1)見守りネットワークの活用	消費生活センター 地域包括ケア推進課 障がい福祉課	高齢者・障がい者の消費者被害に関する研修会の開催	地域包括支援センター職員や福祉関係者などを対象に高齢者被害・障がい者被害及び防止に関する研修会を開催
14. 地域が一体となった見守りの推進	(2)持続可能な見守りネットワークづくりの検討	消費生活センター	高齢者・障がい者の消費者被害に関する情報の提供	地域が一体となった、持続可能な見守りネットワークづくりについて、「消費者安全確保地域協議会」で検討					

自治会、町内会、認知症・障がい者家族会などの依頼に対し、役割や制度を説明する職員を10回派遣

・地域包括支援センターや福祉関係者の依頼により研修講師を派遣(消費生活センター)

・機関紙送付、メール配信による情報提供(消費生活センター)  
・必要時情報提供を実施(地域包括ケア推進課)

消費者安全確保地域協議会を年1回開催

令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

課題		事業の概要	
施策の方向	取組内容	事業内容	事業の概要
15. 消費者団体の活動に対する支援	(1)消費者団体の活動に対する支援	消費生活センター	消費者団体が主催する講座・研修会に講師を派遣 消費者団体が主催する講座・研修会に講師を派遣 ビデオ・図書貸出 ビデオ・図書を貸出 情報の提供 事業の協働実施及び意見交換
			主権講座の講師依頼、消費者団体との意見交換の実施 国民生活センター講師派遣制度の活用、消費者問題出前講座の活用、金融教育出前講座の活用
16. 関係機関・団体との連携	(1)関係機関との連携	消費生活センター	消費者教育推進機関との連携 事業者団体との連携 国・県との連携の強化
	(2)消費者教育における連携	消費生活センター 高齢者支援課 障がい福祉課 福祉総務課 学校支援課	消費者団体・事業者団体に所属する指導者や団体が開催する講座等の情報を提供 事業者団体との意見交換会への参加 消費者行政担当者会議への出席、消費生活センター担当者会議への出席、県内消費生活センターとの情報交換 地域が一体となって消費者被害の防止を図るため、コミュニティ協議会等との協働を推進 地域が一体となって消費者被害の防止を図るため、コミュニティ協議会等との協働を推進 ・地域包括支援センターと協働した消費者被害防止の取組を実施(消費生活センター)
	(2)消費者教育における連携	【施策課題Ⅱー施策6・7・8の再掲】	
	(2)消費者の被害の防止・救済	【施策課題Ⅲー施策9・10・11の再掲】	
	(4)地域が一体となつた高齢者・障がい者の消費生活に対する支援	【施策課題Ⅳー施策12・13・14の再掲】	

令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画-新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

課題		事業名		事業の概要	
施策の方向	取組内容	事業対象課名	事業内容	環境政策課 学校支援課	環境政策課 学校支援課
17 環境問題に関心を持つ人づくりの推進	(1)学校における環境教育の推進	環境政策課 学校支援課	環境学習の推進	市内小学4年生、中学1年生への環境教育副読本の作成、配布 環境教育実践協力校の指定と活動の支援 市内中学生を対象とした水環境ポスター展の開催	副読本の配布(環境政策課) ESD環境学習モデル支援校事業の実施(環境政策課) 学校への出前授業、訪問対応(環境政策課)
	(2)地域における環境教育の推進	環境政策課	環境学習の推進	環境フェアの開催 地域への環境学習講師の派遣 紙芝居、絵本、ゲーム等環境学習ツールの貸出	・エコライフ講座の実施 ・大学等との連携
	(3)環境情報の共有化	環境政策課 循環社会推進課	情報の共有化	新潟市環境総合サイト「エコやろてば!」の運営 市報にいがた、市ホームページへの情報掲載 SNSによる環境関連情報の発信	・新潟市環境総合サイト「エコやろてば!」による情報発信(環境政策課) ・フェイスブック「環境モデル都市にいがた」での情報発信(環境政策課) ・市報にいがた、市ホームページへの情報掲載(循環社会推進課) ・資源とごみの情報誌「サイエンプレス」の発行(6回)(循環社会推進課) ・ごみ分別アプリの提供(循環社会推進課)
	(4)協働による取り組み体制づくりの推進	環境政策課	協働による取り組み体制づくりの推進	にいがた市民環境会議の支援	・にいがた市民環境会議理事会・総会の開催 ・にいがた市民環境フェアの開催
18 省資源・省エネルギーの推進	(1)省資源・省エネルギーの推進	環境政策課	環境保全につながる取り組みへのポイント発行する事業の実施 イベント等における温暖化防止キャンペーンの実施 環境家計簿の普及と活用促進 小学校、幼稚園、保育園へのグリーンカーテン設置資材支援 省エネ性能の高い住宅の普及促進	環境保全につながる取り組みへのポイント発行する事業の実施 イベント等における温暖化防止キャンペーンの実施 環境家計簿の普及と活用促進 小学校、幼稚園、保育園へのグリーンカーテン設置資材支援 省エネ性能の高い住宅の普及促進	・にいがた未来ポイント事業実施 ・エコライフ講座の実施 ・機会を捉えた温暖化防止啓発 ・省エネ住宅普及啓発チームの設置
	(1)食品ロスの削減及びごみの減量と分別・資源化の推進	環境政策課 循環社会推進課 消費生活センター	食品ロスの削減	食品ロスの削減に対する消費者及び事業者の取組を促進	・食品ロスの削減に対する消費者及び事業者の取組を促進(循環社会推進課) ・家庭でできる食品ロス削減啓発講座を開催(消費生活センター)
19 食品ロス及び廃棄物の減量・リサイクルの推進			3Rの推進	発生抑制・再使用・再生利用の推進による家庭ごみの排出抑制	・1人1日あたり家庭系ごみ排出量(目標値)481g(循環社会推進課)

VI 環境にやさしい消費生活の推進

令和2年度事業見込み(新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画)(二次改定)

課題		施策の方向	取組内容	事業内容	事業の概要	令和2年度事業見込み
VI 環境にやさしい消費生活の推進	19 食品ロス及び廃棄物の減量・リサイクルの推進	(1)食品ロスの削減及びごみの減量と分別・資源化の推進	事業内容	家庭系ごみの減量・リサイクルの推進	新ごみ減量制度の継続により、可能な限り資源化と分別の徹底による高品質なリサイクルを確保	・多様な排出機会の確保(集積場・拠点回収・集団資源回収など)(循環社会推進課)
			事業内容	事業系ごみの減量・リサイクルの推進	ガイドラインの普及に努め、自発的な取組を促進	・「事業系廃棄物処理ガイドライン」の推進(循環社会推進課)
				事業者によるレジ袋の削減	事業者によるレジ袋の削減のための方策(マイバック持参運動)を積極的に促進	・3R優良事業者認定制度による取組みの促進(循環社会推進課)
				家庭系廃食用油回収の実施	家庭から廃油を回収	・家庭の廃食用油回収(環境政策課)
				協働による体制づくりの推進	消費者・事業者・行政の協働によりマイバック運動等を促進	・マイバック運動等を促進(循環社会推進課)
		(2)消費者・事業者・行政の協働による取組みの推進		クリーンにいがた推進員制度	自治会ごとにクリーンにいがた推進員を選任し、地域と一体となったごみの3R運動を展開	推進員数 5,500人(1,700自治会)(廃棄物対策課)
				3R優良事業者認定制度の推進	3Rに関する取組みを促進	・3R優良事業者の認定、制度の普及啓発(循環社会推進課)